学　生　各　位

東　北　大　学

**日本学生支援機構**

**貸与奨学金緊急採用・応急採用及び**

**給付奨学金家計急変採用の申込について**

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は，

国際文化研究科教務係まで申し出てください。

記

**1.　対象者**

**下記災害救助法適用地域の世帯の学生**

**2.　災害救助法適用地域及び適用日**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **災害** | **災害救助法適用地域** | **適用日** |
| **令和4年7月14日からの大雨による災害にかかる被害地域** | 【宮城県】  大崎市、宮城郡松島町 | **令和4年7月15日** |
| **令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる被害地域** | 【山形県】  米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町、寒河江市、西村山郡大江町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町  【新潟県】  村上市、胎内市、岩船郡関川村  【石川県】  金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町  【福井県】  南条郡南越前町  【青森県】  弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町 | **令和4年8月3日**  **令和4年8月4日**  **令和4年8月9日** |
| **令和4年台風第14号に伴う災害救助法適用地域** | 【山口県】  下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町  【高知県】  高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、安芸郡芸西村、長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡梼原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、幡多郡三原村、幡多郡黒潮町  【福岡県】  北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町、築上郡築上町  【佐賀県】  佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町  【長崎県】  長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡長与町、西彼杵郡時津町、東彼杵郡東彼杵町、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡波佐見町、北松浦郡小値賀町、北松浦郡佐々町、南松浦郡新上五島町  【熊本県】  熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町  【大分県】  大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町  【宮崎県】  宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、児湯郡木城町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町  【鹿児島県】  鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町 | **令和4年9月17日9月18日**  **9月23日** |
| **令和4年台風第15号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域** | 【静岡県】  静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町 | **令和4年9月23日** |
| **令和4年12月17日からの大雪による災害にかかる災害救助法適用地域** | 【新潟県】  長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市 | **令和4年12月19日**  **12月20日** |
| **令和4年12月22日からの大雪による災害にかかる災害救助法適用地域** | 【北海道】  北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町  【新潟県】  村上市、佐渡市 | **令和4年12月22日**  **12月23日** |
| **令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法適用地域** | 【山形県】  鶴岡市 | **令和4年12月31日** |
| **令和5年石川県能登地方を震源とする地震にかかる災害救助法適用地域** | 【石川県】輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町 | **令和5年5月5日** |
| **令和5年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害にかかる災害救助法適用地域** | 【埼玉県】草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町  【静岡県】磐田市 | **令和5年6月2日** |
| **令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域** | 【山口県】山口市、美祢市 | **令和5年6月30日** |

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

　日本学生支援機構ホーム＞奨学金＞申込方法＞緊急採用・応急採用＞災害救助法適用地域＞

1年以内の災害救助法適用地域

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で，同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し，勤務先が被災した世帯の学生も，適用地域に準じて取り扱われます。

**3.　奨学金の種類等**

**①　緊急採用　⇒　第一種奨学金（無利子）**

　　◆貸与始期：災害救助法適用日の属する月以降で申込者が希望する月

　　◆貸与終期：当該年度末。ただし，「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで，修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

|  |  |
| --- | --- |
| **課　　程** | **貸与月額** |
| 学　　　　　部 | ＜平成30年度以降入学者＞  20,000円・30,000円（※通学区分にかかわらず選択可）  45,000円（自宅）・40,000円（自宅外）・51,000円（自宅外）  ＜平成29年度以前入学者＞  30,000円（※通学区分にかかわらず選択可）  45,000円（自宅）・51,000円（自宅外） |
| 修士・博士前期課程／専門職大学院課程 | 50,000円・88,000円　から選択 |
| 博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程 | 80,000円・122,000円　から選択 |

**②　応急採用　⇒　第二種奨学金（有利子）**

　　◆貸与始期：当該年度4月以降で申込者が希望する月

　　◆貸与終期：修業年限の終了月まで

|  |  |
| --- | --- |
| **課　　程** | **貸与月額** |
| 学　　　　　部 | 20,000円から120,000円までの1万円単位の金額の中から選択 |
| 修士・博士前期課程／専門職大学院課程  博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程 | 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円  から選択 |
| 法科大学院 | ※法科大学院のみ，上記のうち150,000円を選択した場合，40,000円または70,000円の増額可 |

**③　家計急変採用（給付奨学金）※学部学生のみ**

◆対象：学部学生で下表（家計急変事由D）に該当する学生

◆給付始期：随時（家計急変事由発生日から 4 ヶ月目以降）

◆給付終期：修業年限の終了月まで

◆給付月額：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **自宅通学** | **自宅外通学** |
| 第Ⅰ区分 | 29,200円（33,300円） | 66,700円 |
| 第Ⅱ区分 | 19,500円（22,200円） | 44,500円 |
| 第Ⅲ区分 | 9,800円（11,100円） | 22,300円 |

※生活保護（扶助種別不問）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額

|  |
| --- |
| **急変事由** |
| Ｄ：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当  ① 家計急変の事由Ａ～Ｃのいずれかに該当  　A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡  　B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、  半年以上、就労が困難  　C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業※の場合に限る。）  ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 |

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の離職理由コードに該当する場合をいいます。詳細は奨学金案内でご確認ください。

**④　JASSO災害支援金**

◆対象：学生又はその生計維持者が居住する住居に床上浸水・半壊以上当の被害があったもの